

京都府立医科大学附属病院臨床倫理に関する方針

京都府立医科大学附属病院職員は、「理念」、「基本方針」及び「患者さんの権利」に基づき、患者さんの尊厳と人権を尊重し、職業倫理と臨床倫理に従って、患者さん主体の良質な医療を提供します。

- 1 関係法規を遵守し、診療を行います。
- 2 病態、予後（終末期医療など含む）、患者さんのQOLや生活背景、人格の尊厳を考慮した上で、患者さんにとって最善で最適と考えられる診療方針を提案します。
- 3 患者さんの自律的な意思決定を尊重し、十分な説明を行い患者さんに理解と同意を得た上で診療方針を決定します。
- 4 患者さんについて知り得たすべての情報について、守秘義務を遵守し、個人情報の保護に努めます。
- 5 臓器移植や尊厳死などの倫理的な判断を要する事柄については、臨床倫理委員会等において、外部の専門委員を含む様々な職種により審議し方針を決定します。
- 6 教育研究機関として大学病院で行う臨床研究については、厚生労働大臣認定の臨床研究審査委員会や医学倫理審査委員会などで審議し施行します。